

横浜第125団育成会会計規約(改正)

第1条(目的)

本規約は、育成会員が経済的に、また臨時に負担する費用について理解を深め、快く負担できるように定める。

第2条(会費)

会費は次の通りとする。

(1)現役スカウト保有会員

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①スカウト1名につき年会費(団活動費) | 24,000円(月額2,000円) |
| ②1家庭につき年会費(団運営費) | 6,000円(年額) |

(2)スカウトのいない団委員・各隊指導者・育成会員

- | | |
|------------------|------------|
| ①1家庭につき年会費(団運営費) | 6,000円(年額) |
|------------------|------------|

第3条(支払い)

(1)団活動費は、原則として銀行自動引落払制をとり、当月分を当月5日(休日の場合は前日)に自己口座より育成会口座に自動的に振込むものとする。

また、会員の希望により、半年分または1年分の前納を認めるものとする。

尚、振込みに要する費用は振込者が負担する。

(2)団運営費は、原則として一年分を一括納入とし、12月末迄に振込むものとする。

(3)会費の納入開始は、入団月よりとする。

(4)銀行への自動引落払の手続期間中は、育成会口座に一般振込みするか、または会計担当まで現金で納入するものとする。

【振込先】横浜銀行中山支店 普通預金

日本ボーイスカウト横浜第125団 団委員長名義 【育成会口座】

第4条(途中退団による返還)

(1)既納の団運営費は、いかなる理由があてもこれを返還しない。

(2)既納の団活動費は、退団月の翌月以降分を返還するものとする。

第5条(規約の施行)

本規約は、平成27年4月1日より施行する。

附則

(1)慶弔規定 本会に慶弔のことが発生した場合は、次の金額を支出する。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ①官公庁の案内状により出席する場合 | 相当額 |
| ②ボーイスカウト関係団体の案内状により出席する場合 | 相当額 |
| ③会員見舞い、およびその配偶者が逝去した場合 | 相当額 |
| ④その他、会長が支出を望ましいと判断した場合 | 相当額 |